

# 坂東市立東中学校 いじめ防止基本方針 2026年4月1日改訂

坂東市立東中学校長 近松 香織

## 1 目的

生徒の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 2 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものにとらわれることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

## 3 いじめ防止等の基本理念（いじめ防止対策推進法第3条）

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒等に関する問題であることに鑑み、生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての生徒等がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 4 いじめの未然防止

「いじめはどの生徒にも起こりうる」という事実をふまえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（生徒の意識向上）
  - ① 「いじめは絶対に許されない」という意識
  - ② いじめを助長する行為、いじめを傍観する行為も許されないという意識
  - ③ いじめの事実を大人に伝えることは正しい行為であるという意識
  - ④ 感染症に係る差別や偏見は許されない行為であるという意識
- (2) 「特別の教科 道徳」の充実
  - ① 生徒が意欲を持って取り組むような道徳の在り方の研究
  - ② 具体性のある道徳教育全体計画と道徳年間指導計画の作成と改善
- (3) 学校教育活動全体を通じた教育活動により、豊かな情操と道徳心を培う
  - ① 行事や委員会、係活動、清掃活動等による協働作業の活動充実を図り、人間関係や生活経験を豊かなものとする。
  - ② 教科学習の中でも、学び合いを通して豊かな人間関係を築く。
  - ③ 部活動を通して自己有用感や連帯感を得る。※ 「自己有用感」を高め、「心の居場所づくり」を推進する。
- (4) SNS等を通じて生じるいじめの防止
  - ① 情報モラルに関する最新情報の研修を職員で実施する。
  - ② 生徒や保護者に必要な情報を提供して啓発活動を実行する。（情報モラル教育講座:1年時）
- (5) 職員による不適切な発言や体罰の禁止  
具体的事例を挙げて研修を実施し、不用意な言動がいじめを助長することを認識する。
- (6) 外部機関や保護者との連携
  - ① 生徒の僅かな兆候を見逃さず、教職員間で情報を共有して家庭と連携をとる。
  - ② 積極的にスクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー、関係外部機

関と連携をとる。

- ③ スクールロイヤーによるいじめ予防教育の実施を推進する。

#### (7) 教職員研修の充実

- ① 実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。
- ② 関係法規の研修を行い、組織的かつ的確に対応できるようにする。

### 5 いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもたねばならない。そして、いじめを隠したり、いじめを軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。

- (1) 学級や部活動において、日頃からの見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が本音を訴えやすい雰囲気をつくる。そして、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。
- (2) 休み時間や放課後の生徒との何気ない会話や、生活ノートを紹介してのやりとりの中で交友関係や悩みを把握し、教職員間で情報を共有する。
- (3) 「生活（いじめ）アンケート調査」をオンラインにて定期的に月1回実施し、兆候や異変があったら教育相談を行い、即時対応する。
- (4) 校内オンライン相談窓口やいばらき心の健康観察、ネット目安箱を周知・活用し、一人で悩み事を抱え込まない体制づくりを構築する。

### 6 いじめへの対応・対処

- (1) いじめを発見あるいは通報を受けた場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開き、対応を決める。
- (2) 「被害生徒」及び「被害を知らせてきた生徒」の保護者と連絡をとり、生徒の安全を確保する。
- (3) インターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除できない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。さらに必要に応じ、法務局、警察等の協力を求める。
- (4) 「被害生徒」や「加害生徒」、その周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害についての的確に把握する。
- (5) 「いじめ防止対策委員会」において情報を共有し、対応を決めるとともに、坂東市教育委員会に報告をする。
- (6) 「加害生徒」の保護者に事実を連絡し、加害生徒には教育的配慮の下、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で臨み指導する。原因をしっかりと把握して指導するとともに再発を防ぐ。
- (7) 「被害生徒」の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。必要に応じて、関係機関や専門機関と連携し対応する。
- (8) いじめが生命に係わる犯罪行為として判断した場合、直ちに境警察署に通報し、援助を求める。
- (9) 事後においても継続的に観察し、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し対応する。

### 7 重大事態への対処

- ① いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより相当の期間(年間30日間)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- (1) 事案が発生した後、「いじめ防止対策委員会」を開催し、「いじめ重大事態」と判断した場合、速やかに坂東市教育委員会に報告し、その指導により適切に対処する。
- (2) 事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）を実施し、「被害生徒」及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。（関係資料の保存期間は5年間とする。）
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは境警察署に通報して連携を図る。

- (4) 坂東市教育委員会の指導の下、「加害生徒」が懲戒・出席停止等に値する場合は、制度を適切に運用する。
- (5) 「被害生徒」の心のケアと「加害生徒」への再発防止指導を実施し、いじめ防止対策委員会の継続事業とし、長期の見守り体制を構築する。

## 8 関係諸機関との連携

- (1) 児童相談所や警察等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当で連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておく。
- (2) 教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても生徒へ適切に周知したりするなど、関係諸機関と連携していく。
- (3) 市内各小中学校間や小中高連携を生かし、情報交換を密にし、情報を共有していく。

市教育委員会	市家庭相談員	民生委員・主任児童員	教育支援センター指導員
いじめ・体罰解消サポートセンター	(いじめ解消サポーター)	筑西児童相談所	
境警察署生活安全課	市内各小中学校	スクールカウンセラー	心の教室相談員
スクールソーシャルワーカー	市訪問型家庭教育支援員		

## 9 いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(いじめ防止対策推進法 第22条)

いじめ防止等(いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処)に関する措置を実効的に行うため、本校では「いじめ防止対策委員会(生徒指導部員会)」を組織する。

- (1) 本委員会の構成員は、①校長、②教頭、③教務主任、④生徒指導主事、⑤特別支援教育コーディネーター、⑥各学年主任、⑦養護教諭、⑧当該学級担任(被害・加害双方)で構成する。  
必要に応じて⑨SC、⑩SSW、⑪心の教室相談員、⑫学校運営協議会委員等から支援を受ける。
- (2) 本委員会は、週に1回定期的に①～⑦の構成員で集まり、情報交換を行うほか、必要に応じて臨時的に開催して即時対応する。
- (3) 本委員会での話し合いをもとに、必要に応じて職員研修を実施する。

## 10 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

いじめ防止に対する、より実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び「いじめ防止対策委員会」の組織構成・運営等については随時見直しを図る。

## 11 いじめ防止のための取組(年間計画)

月	活 動 計 画	○未然防止の取組	□早期発見の取組	△保護者・地域への周知
4	・指導記録の引継 ・いじめ防止対策委員会(2回)	・配慮を要する生徒の共通理解	・いじめ防止対策委員会発足	○学級開き △保護者会における啓発 □生活アンケート第1回
5	・いじめ防止対策委員会(2回)		□生活アンケート第2回	○体育祭
6	・いじめ防止対策委員会(3回)		□生活アンケート第3回	
7	・いじめ防止対策委員会(3回) □夏祭り巡視 □夏季休業学区パトロール	□二者面談	□生活アンケート第4回	・夏季休業生徒指導 ○情報モラル教育講座
8	○生徒指導職員研修会	・いじめ防止対策委員会(2回)	・職員研修(SCとの研修)	
9	・いじめ防止対策委員会(3回)		□生活アンケート第5回	○修学旅行(3年)
10	・いじめ防止対策委員会(3回)		□生活アンケート第6回	
11	△三者面談	・いじめ防止対策委員会(2回)	□生活アンケート第7回	○優心祭
12	○人権フォーラム □冬季休業生徒指導	・いじめ防止対策委員会(2回)	□二者面談	□生活アンケート第8回
1	・いじめ防止対策委員会(3回)		□生活アンケート第9回	○スキー宿泊学習(1年)
2	・いじめ防止対策委員会(2回) △保護者会による啓発		△学校運営協議会委員との懇談会 □生活アンケート第10回	
3	・いじめ防止対策委員会(2回)	□二者面談	□生活アンケート第11回	□年度末休業生徒指導

※ 週に1回、「SC」と「心の教室相談員」が来校して、希望する生徒・保護者が面談を実施する。